

## 防災ボランティア活動支援事業 実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、防災ボランティア活動支援事業費補助金実施要領第3項の規定により、防災ボランティア活動支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

大規模災害時に被災者の生活の復旧や再建を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループの活動を支援し、ボランティアによる防災活動を促進させることを目的とする。

### 3 対象事業

#### (1) 対象となる災害

地域の内外からボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターが設置され、又は設置されることが見込まれる災害で、県が指定するものとする。

#### (2) 対象者

以下のアからウまでの条件をすべて満たす者とする。

ア 5人以上で活動する団体・グループであること。ただし、被災地が県外の場合、県内に拠点を置く団体・グループに限るものとする。

イ 代表者の年齢が18歳以上であること（年齢は申請時点）。活動参加者全員が18歳未満の場合は、18歳以上の引率者がいること。

ウ 反社会的活動を行う団体・グループでないこと。

#### (3) 対象となる活動

以下のア及びイのいずれも満たすこと。

ア 復旧期の被災者支援活動（被災者の住宅、宅地、農地等のがれき等の撤去、泥かき及び被災者の生活支援等）。ただし、業務で被災者支援活動を行う場合及び宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする場合は、対象外とする。

イ 県が指定する災害ボランティアセンター等が内容を証明できるボランティア活動

### 4 助成額

1 団体・グループ当たり上限20万円（千円未満切捨て）とする。ただし、同一災害における同一年度内の申請は1回を限度とする。また、他の助成制度との併用は認めるが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできないこととし、災害の発生状況を踏まえ下限を設けることがある。

### 5 助成対象経費

3の(3)の活動を行うために要する以下の経費とする。

#### (1) 交通費

ア 貸切バス利用（運転手込み、燃料代込み）の場合の利用料及び高速道路使用料（ただし、申請による減免が受けられない場合に限る。）

イ レンタカー利用の場合の利用料、高速道路使用料（ただし、申請による減免が受けられ

ない場合に限る。)及び燃料代(実費)

ウ マイカー利用の場合の高速道路使用料(ただし、申請による減免が受けられない場合に限る。)及び燃料代(実費)。ただし、マイカー利用の場合は1台当たり3名以上の乗車を原則とし、団体・グループの人数を3で除した数(小数点以下切り上げ)の台数まで認めるものとする。

エ 公共交通機関利用の場合の出発地から被災地までの合理的かつ経済的な往復経路に係る交通費

## (2) 宿泊費

宿泊は1実働日ごとに1泊までとし、1人当たり9,500円/日を上限とする。宿泊費に食事代が含まれている場合は、食事代を減額するものとし、食事代の明記がない場合は朝食800円、夕食1,700円を減じた額とする。

## (3) 小型重機又は軽トラックの借上料(県内で発生した災害の場合のみ)

ボランティアが被災者支援活動のために小型重機又は軽トラックを持参して活動した場合、借上料相当額として小型重機1台当たり3,000円/日、軽トラック1台当たり1,000円/日を助成する。(ただし、災害復旧事業等補助金による補助が受けられない場合に限る。)

## 6 実施手続

(1) 県社協は、助成を希望する団体・グループに対し、ボランティア活動実施前に、活動者名簿、活動期間等を記載したエントリーシートを提出させるものとする。

(2) 県社協は、(1)のエントリーシートを提出した団体・グループに対し、ボランティア活動終了後に次の内容を含む実績報告書を提出させ、実施状況等を適切に確認した上で、助成金を支払うものとする。

ア 活動報告書(活動内容、活動状況を示す写真等を含むものとする。)

イ ボランティア活動証明書(災害ボランティアセンター等が発行するボランティア活動証明書又はその写しをいう。)

ウ 支出証拠書

7 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別途愛知県と協議して定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。